

第一五回

参第一二号

古物営業法の一部を改正する法律（案）

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（準古物）

第二十六条の二 左の各号に掲げるものの故又はくずは、この法律の適用については、古物とみなす。

- 一 鋼
- 二 銑
- 三 鉛
- 四 銅
- 五 アルミニウム
- 六 すず
- 七 亜鉛
- 八 ニッケル
- 九 前各号に掲げるものを主要な成分とする合金

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日（以下「施行日」という。）から施行する。但し、附則第二項から第五項まで及び第十三項から第十五項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の古物営業法（以下「法」という。）第二十六条の二の規定による古物に関する法第二条第一項、第三条、第五条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の許可の申請は、施行日前でもすることができる。
- 3 前項の規定による許可の申請があつたときは、公安委員会は、申請者に対し、申請済証を交付しなければならない。
- 4 前項の申請済証の様式及びその書換、再交付等について必要な事項は、命令で定める。
- 5 法第十条第四項及び第五項の規定は、公安委員会が指定する日までの間、第三項の規定により申請済証を交付された者に準用する。
- 6 第二項の規定により法第二条第一項又は第三条の許可の申請をした者で、施行日において現に改正後の法第二十六条の二の規定による古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換すること（以下「金属くず回収」という。）を営業としているもの又は金属くず回収を営業としている者の間の金属くず回収のための市場（以下「市場」という。）を経営しているものは、その者が左の各号の一に該当しないときは、施行日においてそれぞれ法第二条第一項又は第三条の許可を受けたものとみなす。

- 一 禁こ以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、三年を経過していない者
- 二 許可の申請前三年以内に、法第六条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられた者
- 三 住居の定まらぬ者
- 四 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者
- 五 法第二十四条第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者
- 六 第一号から前号までの一に該当する管理者を置く者
- 七 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者があるもの
- 7 第二項の規定により法第五条第一項の申請をした者で、施行日において現に金属くず回収を営業としているもの又は市場を経営しているものは、施行日において法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。
- 8 第六項の規定により法第二条第一項の許可を受けたものとみなされた者又は前項の規定により法第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者のうち、第二項の規定により法第八条第一項若しくは第二項の許可の申請をし、且つ、施行日において現に金属くず回収の行商をし、若しくは露店を出し、又は従業者に行商をさせ、若しくは露店を出させている者は、施行日において法第八条第一項若しくは第二項の許可を受けたものとみなす。この場合においてその者に対する法第十二条の規定の適用については、その者が第九項の規定による許可証の交付又は第十一項の規定による許可証の書換を受けるまでは、同条中「許可証」とあるのは「申請済証」と読み替えるものとする。
- 9 第六項又は前項の規定により法第二条第一項、第三条又は第八条第一項若しくは第二項の許可を受けたものとみなされた者に対しては、公安委員会は、遅滞なく許可証を交付しなければならない。
- 10 前項の許可証は、法の適用については、法第十条の許可証とみなす。
- 11 第七項の規定により法第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者については、公安委員会は、命令の定めるところにより遅滞なく許可証の書換をしなければならない。
- 12 第六項又は第八項の規定により法第二条第一項、第三条又は第八条第一項若しくは第二項の許可を受けたものとみなされた者に対しては、第九項の規定による許可証の交付があるまでは、法第十三条の規定は、適用しない。
- 13 第五項において準用する法第十条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処し、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
- 14 第五項において準用する法第十条第五項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。
- 15 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

理 由

最近における金属くずに関する盗犯の激増にかんがみ、金属くずに対しても古物営業法を適用し、盗犯を防止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。